

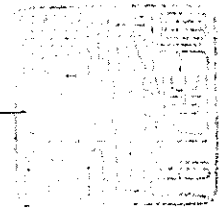
つくば市告示第1219号

研究学園都市計画地区計画の決定について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により，研究学園都市計画地区計画を決定したので，同法第20条第1項の規定により，次のとおり告示し，同条第2項の規定により，当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成27年10月22日

つくば市長 市原 健



1 都市計画の種類及び名称

(1) 種類

研究学園都市計画地区計画

(2) 名称

並木第四地区地区計画

2 都市計画を定める土地の区域

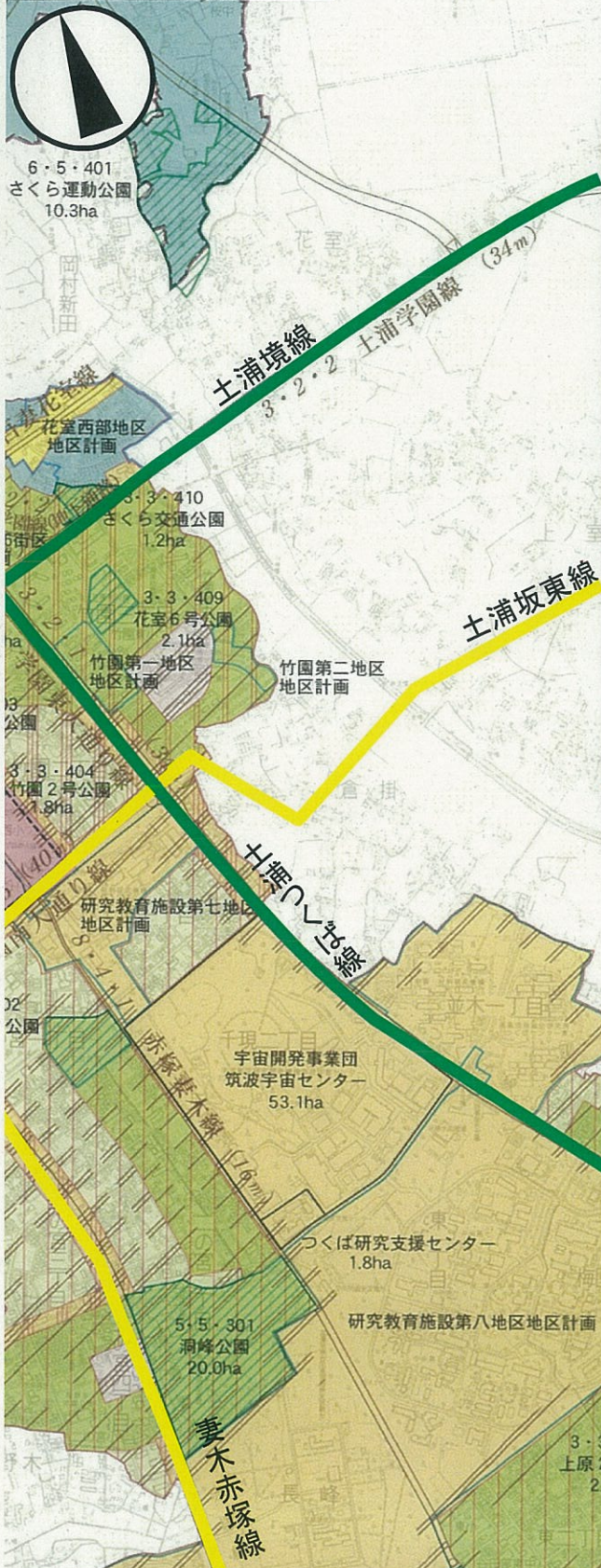
つくば市並木三丁目の一部

3 縦覧場所

つくば市研究学園一丁目1番地1

つくば市役所まちづくり推進部都市計画課

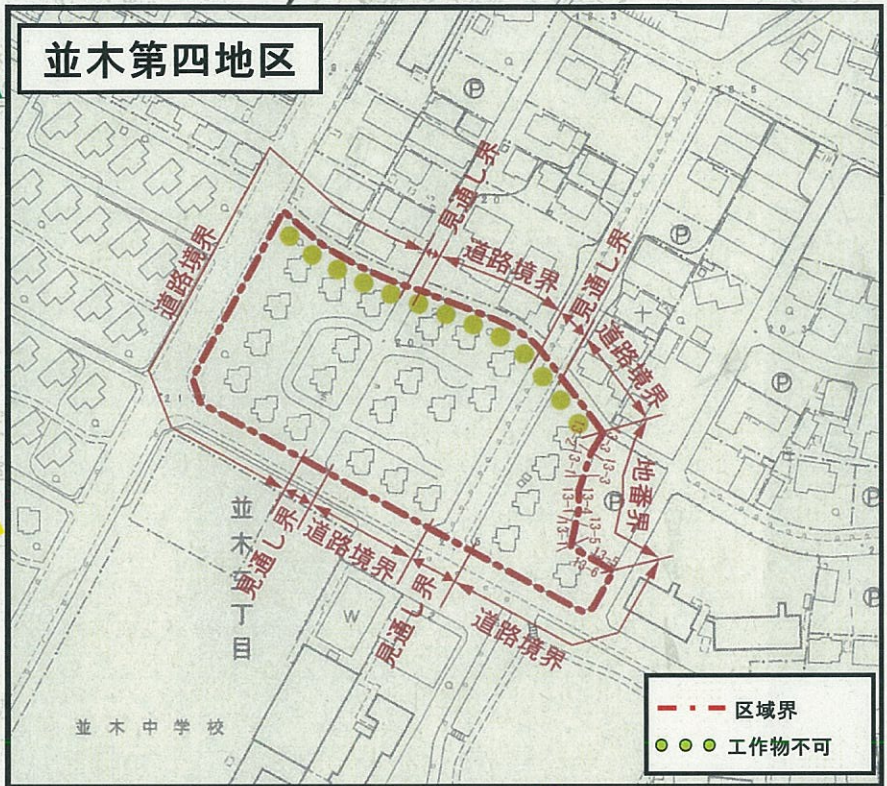
位置図



研究学園都市計画

地区計画の決定【つくば市決定】

並木第四地区



研究学園都市計画

並木第四地区地区計画

面積 約 1.2ha

【建築物等に関する制限】

- ・ 建築物の敷地面積の最低限度
- ・ 壁面の位置の制限
- ・ 壁面後退区域における工作物の制限
- ・ 建築物等の形態又は意匠の制限
- ・ 緑化率の最低限度
- ・ かき又は柵の構造の制限

【決定理由】

国家公務員宿舎等の廃止に伴い、筑波研究学園都市における緑豊かなゆとりある都市環境を継承し、良好な住宅市街地の形成を図るため、本案のとおり地区計画の決定を行うものである。